

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	新宿区ひきこもりセーフティネットモデル事業における相談業務等の委託について
--------	---------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事前報告】

◇第14条第1項（個人情報の収集を伴う委託等）

(担当部課： 地域文化部 産業振興課)
担当係 消費生活センター 担当者大瀧 内線 (※060)

事業の概要

事業名	<p>1 若年者、保護者等の訪問相談・カウンセリング事業</p> <p>2 若年者資格習得支援等事業</p>
担当課	地域文化部産業振興課
目的	<p>不登校経験者や高校中退者などが就業をせず、社会とのつながりが希薄になることで、自宅以外の生活の場が失われてしまうことが懸念されている。このような状況の中で、就労支援の視点からひきこもりがちな若年及びその親に対して相談を実施するとともに、就労阻害の大きな要因となっているコミュニケーション能力等の向上を図り、就労に役立つ資格・技能の取得支援を行う。</p>
対象者	概ね15歳～34歳のひきこもり状態にある若者及びその家族
事業内容	<p>1 若年者、保護者等の訪問相談・カウンセリング事業</p> <p style="padding-left: 2em;">ひきこもり状態にあり、社会参加に悩みを抱え来所相談が難しい若者及びその保護者を対象に、専門カウンセラー等による訪問相談及びカウンセリング業務を実施する。</p> <p>2 若年者資格習得支援等事業</p> <p style="padding-left: 2em;">相談事業からスキルアップや資格習得のための支援まで、一貫した流れを組み立てひきこもりがちな若者をサポートし、就労や社会参加を促進する。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 相談業務</p> <p style="padding-left: 4em;">生活状況の改善及び就労意欲を引き出していくため、専門カウンセラー等による相談及びカウンセリング業務を実施する。</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) コミュニケーションスキル講習</p> <p style="padding-left: 4em;">基本的対話、自己表現など基礎的なコミュニケーションスキルを高めるため、講習会を実施する。</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) 短期資格習得支援講座</p> <p style="padding-left: 4em;">就労に役立つ資格を習得するための講座及び就労支援実習を実施する。</p>

別紙(その他の業務委託等)

- ◇1. 電子計算機による個人情報の処理委託等(第14条第1項)・・・事前報告
- ◆2. 個人情報の収集を伴う委託等(第14条第1項)・・・事前報告
- ◇3. その他の委託(第14条第1項)・・・事後報告

件名 新宿区ひきこもりセーフティネットモデル事業における相談業務等の委託について

保有課(担当課)	産業振興課
登録業務の名称	1 若年者、保護者等の訪問相談・カウンセリング業務委託 2 若年者資格習得支援等業務委託
委託先	1 財団法人 日本カウンセリングセンター 新宿区下落合3-14-39 2 東京福祉専門学校 江戸川区西葛西5-10-32
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	1 若者の住所・氏名・年齢・電話番号、又は、親の住所・氏名・電話番号。若者の生活状況及び悩みや不安なこと・就労に関すること。 2 若者の住所・氏名・年齢・電話番号・就労全般の悩みや不安・職業案内・研修、講座の受講に関すること。
委託理由	1 人間関係や社会参加に不安を持ち、来所相談が難しい若者及びその親に対し、専門カウンセラーが訪問相談(面談による)を行うことにより、来所相談など次のステップへの機会を提供するため、来所等相談業務で実績のある専門事業者へ業務を委託する。 2 相談窓口の設置と同時に、コミュニケーションスキルアップ及び資格習得を支援できる環境を整備することにより、若者に対する幅のある就労支援を行なうことが可能となる。そのため、経験豊かでノウハウを持つ事業者へ業務を委託する。
委託の内容	1 コミュニケーションに不安や悩みを抱え、社会参加が難しい若者及びその親を対象とした、専門カウンセラーの面談による訪問相談及びカウンセリングを委託する。また、不安や悩み等の状況整理を行うとともに、その解決に向けたアドバイスをする。さらに、生活状況の改善及び就労意欲・学習意欲等を見出し、関係機関と連携し、就労等に結びつけることを委託内容とする。 2 若者の就労に関する相談窓口を設置する。 ・コミュニケーションスキルアップ講習会の実施を委託する。 (主な内容) オリエンテーション、基本的対話スキル、自己表現スキル等 ・短期資格習得支援講座の実施を委託する。 訪問介護員(ホームヘルパー)2級等の資格習得講座及び就労支援実習
委託の開始時期及び期限	平成20年7月1日(予定)から平成21年3月31日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱うものをあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる金庫に保管する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。